

領土問題と地理院地図の関係はどうあるべきか —領土問題を解決させるための一つの考え方—

益永八尋

国土地理院の地図では日本国の固有の領土であると主張している北方領土に関しては、どこの市町村に属しているかを明示した国の資料がない。対ロシアに対しては、日本国の固有の領土であると主張しているが、これは、国民感情を無視しえないための方便であることはこの事実だけでも証明されている。日本の固有の領土であると主張するからには、当然日本固有の住所があつて当然である。

領土問題が生じている（日本政府が存在していないと云っているから存在していると考えるのは間違いである。存在しないという論理が成立するのは関係国同士での納得つまり、領土画定が条約により確定しているかどうか判断材料であり、それ以外の判断は政治的パフォーマンスであると言わざるをえない。つまり、二枚舌を使っているということであり、国民に対しては、固有の領土と云いつつ、他方では、政治的妥協を図るというスタイルをとっていることと同じである）

領土問題が存在しない、と云うのであれば、その考え方は、第3国に対しても同様な考え方が伝わり、且つその考え方が支持される必要がある。

具体的言えば、日本の領土と主張しているが、他国が認めていない国として、竹島（韓国名では独島）、尖閣諸島（中国名では釣魚台列嶼）、北方領土（日本では：国後島、択捉島、歯舞色丹島【自民党の考え】）を含む全千島列島。日本固有の領土はカムチャッカ半島と占守（シュムシュ）島との海峡が国境となり、占守（シュムシュ）島以南の全千島列島である（樺太・千島交換条約：1875年（明治8年）5月7日締結）と主張するのが正当である。ただし、サンフランシスコ平和条約において千島列島の放棄を行っている（同条約第2条（C）項）。

日本国が領土と主張している島々について具体的（地理院地図）で見た場合には次のようになっている。

竹島（島根県隠岐の島町）、尖閣諸島（沖縄県石垣市）となっており住所表示が国土地理院の地図には明記されている。しかし、北方領土では国土地理院の地図には明記されていない。つまり、日本国は、領土問題に対して一貫した考え方が存在していないと云われても仕方がない政策をとっているが故に、領土問題に関しては相手にされないでいると言わざるを得ない。つまり、相手にとっては、言葉と事実が一致していないが故に、真意はどこにあるのかが不明にならざるを得ない。そのような態度をとっている国との間には領土問題は存在していないと回答し、その問題でテーブルに着くことさえ拒否するのが一番国益になると考えているのであると推理される。

自民党は、自党の領土問題に関する政策が当初から破たんしていることを糊塗するために、野党から理論的にもかつ正しい解決の方策を示されても、自党の領土政策に間違いが

ないと信じている(?) 政党である。そこにあるのは、国民の多数の利益より、一部の者の利益のみを優先するだけでなく、自党のメンツだけを考えている極めて墮落した政党であると断定せざるをえない。勿論、自民党員のなかにも理性と知性を持った党員が少なからず存在することも承知しているが、自民党の国政(外交)に関わる分野での基本政策が、そうした良識ある党員の意見が無視されて策定されていることに問題があるということである。自民党の北方領土政策では、永遠に領土問題の解決は図れない。つまり、北方領土問題を解決するためには、サンフランシスコ条約の千島列島放棄条項の部分(第3条(C)耕)については、廃棄する新サンフランシスコ平和条約を締結することでしか、次へのステップはないと思う。サンフランシスコ条約と新日米安保条約の間に何か関係する事項・条約やそれに準ずるものがあれば問題は複雑になると思われるが、決して不可能ではないと思われる。それを可能にするためには、外交文書(密約等を含めての)当時の記録がすべて公開されること及び、条約を締結する場合の基本的な条件が知らされていない場合には無効であるという条約の基本認識が共有されていることである。従って、そのような基本的条件を認識できなく締結された条約は、その条約を破棄し、それにかわる新しい条約を締結できると解釈できるということである。また、新しい条約には、歴史の変化にともない、新しい条約の締結や条約の内容を現代に即した内容への変更を妨げるものではないが、できる限り、条文の削除や追加は最小限にとどめるほうが、相手の理解と同意を得られ、そのこと以外に他意がないことを相手に知らせることにつながる。相も変わらず、密約を結ぶような関係にある国同士は、先進国と呼ぶにはふさわしくない。つまり、悪事を働いている人間同士の約束ごとであり、そのような悪事を働くものとの人間関係はいつの日かはそれで終わるのではないか。直接的な賄賂(現金の授受)がないだけであり、実質は賄賂と同じである(証明は困難か)のではないか。そのように思えてならないが、果たして真実はどこにあるやいなや。

領土問題を平和的に解決する理論を有しない政党には、日本の平和を維持するための政治を託すことできない。領土問題の真の解決方法は何か。その方法にはいくつかの指標が考えられる。その具体的方法としては、どのようなものが考えられるかを以下に述べる。

第1は平和的に解決した領土に関しては、平和的に解決された時点での領土に復すことである。

第2は、第1の問題が解決したあとで、別な問題により未解決の領土が存在するならば、第二次大戦後の平和的解決方法を確定した原則(多国間の国際的合意^{註1}内容=領土不拡大の原則(領土割譲または領土変更を要求しない、賠償により解決する。))に従って、自国の領土であることを証明する歴史文書を互いに交換し、国連または国際司法裁判所が決定した第三者(国)からなる組織の慎重かつ公平な歴史判断を得た領土確定の決定に委ねること考える。

第3は第二次世界大戦後の戦後処理として確立された国際的合意に基づき、武力行使によ

り得た領土は無効であるという合意を守る。つまり、**第一次大戦より前に武力で得た領土に関しては、国際司法裁判所は裁判案件としない**。なぜならば、第二次大戦後に、その領土は（第1次大戦やそれ以前の戦争で得た国の領土は）、全て第二次大戦後に返還されているからである。例えば、フランスの領土として確定したアルザス、ローレンの近年の帰属国は（フランス→ドイツ→フランス）、中国（清国）が戦争で負けた敗戦国の代償として領土割譲を承認した遼東半島（ドイツ→日本→中国）、フィリピン（アメリカ合衆国→日本→アメリカ→独立）、朝鮮（日本→北朝鮮、日本→南朝鮮（韓国））、ベトナム（フランス→日本→内線→完全独立）、インドネシア（オランダ→日本→独立）、等に示されるように領土返還や独立により領土問題はほぼ解決した。（別紙資料）

しかしながら、様々な政治的目論見から、一部には領土問題が存在している。すべて領土問題の最終決定は、第二次大戦の結果を得て得られた公平に近い判断の根拠とされる大西洋憲章（領土不拡大の原則を世界に公言した歴史的な文書）が第二次大戦の戦勝国においても承認されていることである。この事実があること、およびこの事実は、領土問題は武力ではなく平和的に解決すべきであると宣言しているだけでなく、武力（戦争）による領土変更は認められないことを世界の多数の国が承認した。これ以後の武力（戦争）による領土獲得は、不正義であるという思想である。この思想を不正義であると断ずるならば、今後も領土をめぐる戦争や論争はなくなる。これは、人類がさまざまな犠牲を払いながら得た知識とものの考え方（思想）と相反することになる。そのことを、国の憲法として定めた日本国の前文の内容は、人類が経験した不正義な行為を反省し、人類の平和的発展の方向性を示した他国の憲法にはみられない極めて先進的な内容である。

第3は、北方領土（前千島列島を含む）の問題解決には、サンフランシスコ平和（講和）条約を批准した国（別紙の国々）と交渉し、千島列島放棄を認めた第3条（C）項を削除した条約の締結を目指して日本国政府は関係各国と交渉し、新たな条約をお互いに批准することである。その新条約が関係国で過半数の批准を得られた段階で、批准をしていない国々との条約批准の交渉を行うことになり、時間はかかるが、次や次々の世代に負の遺産を継承させないための最善の解決策である。戦後72年が経過しても、北方領問題が解決しないのは、歴代自民党政権が、返還交渉の理論的根拠がないのが明白であるにも関わらず、自党の考え方に固執しているからである。もっとも、北方領土問題が解決しないのは、アメリカがとってきた政策（ヤルタ会談でのソ連のスターリンと米国大統領ルーズベルト、イギリスのチャーチル首相が交わした密約＝北方領土をソ連の領土として認める）があるためであると考えるのは容易に判断できる。つまり、この密約があったため、サンフランシスコ平和条約第3条C項が条約文に入っているということである。この条約を、日本はのまされたのである。ソ連はサンフランシスコ平和条約の批准を行っていないので、領土問題が解決していると言っているが、そのことは事実と異なる。

“(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果

として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。”（サンフランシスコ平和条約第2条（C）項）

以下に具体的証拠を資料として掲載する。

日本で解決されていない領土問題は、3点である

- ①ソ連邦（現在のロシア国）との国境が平和的に解決されていないこと
- ②竹島（韓国語：独島）をめぐる日韓（朝鮮）の国境画定がなされていないこと
- ③尖閣列島の帰属が日本と中国（中華人民共和国）の間では、戦後しばらくの期間は問題になっていなかったが、最近になり尖閣諸島の帰属が両国間の問題となっている。

この三地域または諸島では国境問題が発生している。これらをすべて解決することは、これらの国々との恒久的な平和関係を維持するためには必要不可欠である。そのためには、それ相当の努力（調査研究や継続的な対話）が必要であることは容易に想像でききる。そのためには、期限を設けることも必要である。領土問題が永遠に続くようなことは、お互いの国民にとって前向きな思考を阻害する要因が長く続くことになるため、避けるのが賢明であるのではないか。領土問題での係争期間は、相手国により異なるが、概ね10年単位で解決することの合意を互いに得ることではないかと思う。つまり、この合意した期間内にお互いの国が、自国の領土であるという正当性（武力以外で確定したという文書）が存在していることを証明することである。ただし、その文書が、偽造（現代で作成された）ものであることが、国連等の第三者機関により証明された場合には、領土の正当性を失い、どのような真実が客観的に証明されても、領土権があることを主張することは永久に失うことになることに同意することになる。つまり、自国の正当性を証明するためには、限られた年数の中で、客観的な事実（証拠）を見出すかどうかはその国の事情によるものである。領土、問題解決期間の中で、不幸にも武力衝突があった場合には、武力衝突の直接的な原因のみを探究する国連等の第三者機関の審理の結果判定された結論に従う。その結論において、武力衝突の直接的な原因を作った当事国はどちらであるかが明白に述べられている場合、原因を作った当事国は領土請求権を放棄したものとみなすことに当事国は同意し、条約の締結をする。

以上述べた、領土問題解決の考え方や説明については、異論のあることも十分に承知しているが、領土問題の解決の真の解決方法は、領土不拡大と平和的な解決を目指すことが、大原則である。このことには異論はないものとする。しかしながら、現在では、さらに複雑な問題を抱えるなかでの領土問題が浮上していることも直視する必要がある。

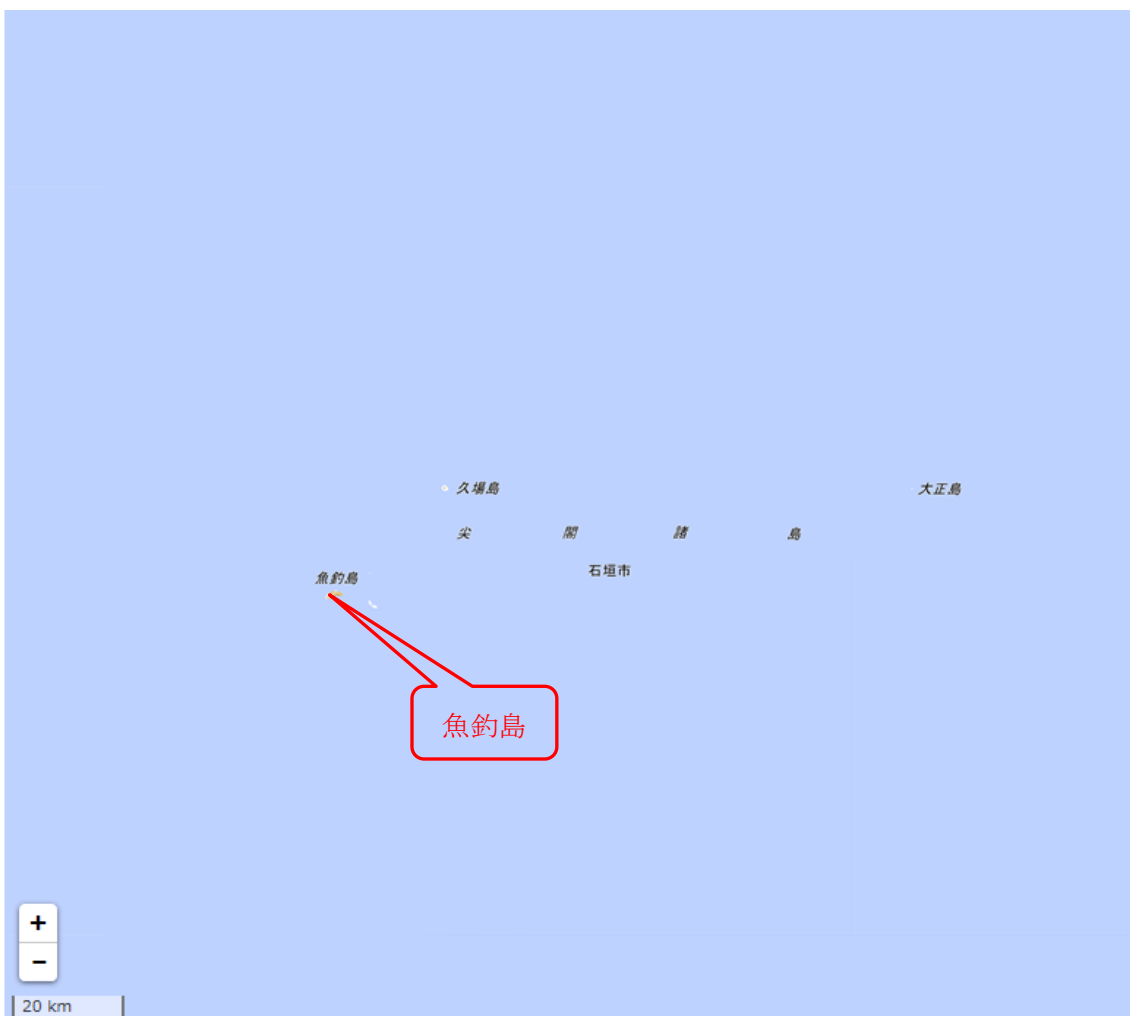
例えば、クリヤの領土帰属（ウクライナかロシアか）が問題になっている。この問題は、複雑な問題を内包しているが、真の問題の解決方法は、平和的解決でしかない。そのための方策を真剣に議論し、合意することである。そして合意した内容を双方が誠実に実行することである。そして、それなくしては、真の解決にはならないことを双方が理解・認識

することである。例えば、クリミヤ問題の解決に関しては、現在の国が所有している国とクリア（州）が、平和的に交渉し、自治権の拡大を認めるだけでなく国の帰属を決定できる住民投票を認める等が最低限必要である。つまり、国の帰属問題が発生するような政策が実行されてきたから、住民の間に自国とはどこにあるのが良いのかという問い・疑問が根底にあることである。つまり、同一の国にありながらも様々な地域格差が非常に大きくなっていて、その解消に展望を見いだせないという現実があるのではないか。それゆえに、独立や、他国への編入と云う考えが生まれる。このことは、必然ではないか。

1. 沖縄県尖閣列島

魚釣島：沖縄県石垣市字登野城 25度44分38.71秒 123度28分25.05秒

久場島：沖縄県石垣市字登野城 25度55分23.37秒 123度40分55.28秒



<https://maps.gsi.go.jp/#9/25.811018/124.159241/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0u0f0>

① 魚釣島の表示

住所：沖縄県石垣市字登野城（付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。）
25度44分38.71秒 123度28分25.05秒
25.744085,123.473625 ズーム：12
UTMポイント：51RWJ47504742
標高：227m（データソース：DEM10B）

2. 島根県竹島

西島：島根県隠岐の島町 37度14分30.08秒 131度51分52.89秒

東島：島根県隠岐の島町 37度14分22.89秒 131度52分9.88秒



<https://maps.gsi.go.jp/#14/37.231388/131.887779/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0u0f0>

① 西島の表示

住所：島根県隠岐の島町ー（付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。）
37度14分30.08秒 131度51分52.89秒
37.241689,131.864691 ズーム：15
UTMポイント：52SGG54102553
標高：100m（データソース：DEM10B）

3. 北海道歯舞色丹諸島、択捉島、国後島、その他千島列島

北方領土に関しては、色丹諸島のうち、根室半島から、多楽島までの諸島では住所表示（北海道根室市〇〇島等）があるが、色丹島、国後島、択捉島等の北方領土（政府見解）では住所表示がされない。

① 多楽島の表示

住所：北海道根室市多楽島（付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。）
43度37分52.87秒 146度19分41.80秒
43.631354,146.328278 ズーム：11
UTMポイント：55TDJ45813114
標高：12m（データソース：DEM10B）

② 色丹島色丹の表示

住所：---（付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。）
43度51分34.32秒 146度48分54.39秒
43.859535,146.815109 ズーム：11
UTMポイント：55TDJ85145628
標高：36m（データソース：DEM10B）

③ 国後島留夜別の表示

住所：---（付近の住所。正確な所属を示すとは限らない。）
44度16分20.09秒 146度10分42.92秒
44.272247,146.178589 ズーム：10
UTMポイント：55TDK34440243
標高：17m（データソース：DEM10B）



<https://maps.gsi.go.jp/#9/43.873148/147.277222/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0uOf0>



国名	批准日	批准の外務省告示日	告示番号	国務省回章
アルゼンチン	1952年4月9日	1952年4月28日	第10号	
オーストラリア(イギリス連邦)	1952年4月10日	1952年4月28日	第10号	
ベルギー	1952年8月22日	1952年10月13日	第59号	
ボリビア	1977年8月11日	1980年9月25日	第330号	1980年2月12日
ブラジル	1952年5月20日	1952年7月14日	第28号	
カンボジア(フランス連合)	1952年6月2日	1952年8月26日	第41号	
カナダ(イギリス連邦)	1952年4月17日	1952年4月28日	第10号	
セイロン(イギリス連邦)	1952年4月28日	1952年5月10日	第14号	
チリ	1954年4月28日	1954年6月7日	第61号	1954年5月7日
コロンビア ※				
コスタリカ	1952年9月17日	1952年10月27日	第64号	
キューバ	1952年8月12日	1952年10月13日	第59号	
ドミニカ共和国	1952年6月6日	1952年8月26日	第41号	
エクアドル	1955年12月20日	1956年2月11日	第18号	1956年1月16日
エジプト王国	1952年12月30日	1953年3月7日	第11号	
エルサルバドル	1952年5月6日	1952年7月23日	第31号	
エチオピア帝国	1952年6月12日	1952年8月26日	第41号	
フランス	1952年4月18日	1952年4月28日	第10号	
ギリシャ王国	1953年5月19日	1953年7月6日	第54号	1953年6月4日
グアテマラ	1954年9月20日	1954年11月6日	第131号	1954年10月11日
ハイチ	1953年5月1日	1953年7月6日	第54号	1953年6月4日
ホンジュラス	1953年9月4日	1953年11月24日	第130号	
インドネシア ※				
イラン帝国	1956年8月29日	1956年9月17日	第103号	
イラク王国	1955年8月18日	1955年9月16日	第105号	1955年8月23日
ラオス王国(フランス連合)	1952年6月20日	1952年8月26日	第41号	
レバノン	1954年1月7日	1954年2月22日	第23号	1954年4月5日
リベリア	1952年12月29日	1953年3月7日	第11号	
ルクセンブルク大公国 ※				
メキシコ	1952年3月3日	1952年4月28日	第10号	
オランダ	1952年6月17日	1952年8月26日	第41号	
ニュージーランド(イギリス連邦)	1952年4月10日	1952年4月28日	第10号	
ニカラグア	1952年11月4日	1952年12月13日	第77号	
ノルウェー	1952年6月19日	1952年8月26日	第41号	
パキスタン(イギリス連邦)	1952年4月17日	1952年4月28日	第10号	
パナマ	1953年4月10日	1953年5月21日	第34号	1953年4月29日
パラグアイ	1953年1月15日	1953年3月7日	第11号	
ペルー	1952年6月17日	1952年7月14日	第29号	
フィリピン	1956年7月23日	1956年7月25日	第79号	
サウジアラビア	1954年3月13日	1954年4月24日	第42号	1954年4月5日
シリア	1952年12月29日	1953年3月7日	第11号	
トルコ	1952年7月24日	1952年9月10日	第48号	
南アフリカ連邦(イギリス連邦王国)	1952年9月10日	1952年10月13日	第59号	
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(イギリス、英国)	1952年1月3日	1952年4月28日	第10号	
アメリカ合衆国(米国)	1952年4月28日	1952年4月28日	第10号	
ウルグアイ	1952年12月2日	1952年12月22日	第79号	
ベネズエラ	1952年6月20日	1952年8月26日	第41号	
ベトナム国	1952年6月18日	1952年8月26日	第41号	
日本	1951年11月28日	1952年4月28日	第10号	